

極秘

參拾部内  
訓  
號

十三年  
秋季以降  
戰爭指導方針

昭和十三年十一月十八日  
大本營陸軍部及省部決定

S 1.1.1.0 - 27 6808

( 0009 )

REEL No. A-0221



目次

- 一、<sup>十三年秋季</sup>以降ノ戦争指導ニ關スル一般方針
- 二、抗日政權ノ屈伏乃至潰滅要領
- 三、停戦許容條件
- 四、日支新關係調整ニ關スル原則
- 五、蔣及國民政府ノ處理ニ關スル準據

8 1.1.1.0 - 27 6809 0010

三、一、一八

十三年秋季以降ノタキ  
戦争指導ニ關スル一般方針

### 第一方針

當面ノ支那事變ヲ處理シツ、國家總力  
就中軍備ヲ擴充シテ對ソ支ニ國戰  
争ヲ準備シ以テ次期國際轉機ニ備フ

S 1.1.1.0 - 27 6810

此ノ間日滿支ノ關係ヲ自主的ニ調整  
建設スルコトニ努ム

### 第二要領

一、支那事變ノ處理ハ差當リ獲得セル  
總戰果就中今秋季作戰ノ成果ヲ  
利導シ各般ノ措置ヲ盡シテ之ヲ早期

S 1.1.1.0 - 27 6811

-( 001Y

解決ニ努カス

右早期解決、期待薄キニ至ラハ内外  
ニ亘リ長期持久ノ態勢ヲ一段鞏化  
シテ斷乎戦争繼續ノ決意下ニ更ニ  
占據地域、治安確保並自主的建  
設ヲ行フ此ノ間ニ在リテモ情勢轉機

ヲ捕促シテ適時之カ解決ニ努ム

ニ事變解決當面ノ目標ハ少クモ日滿  
北支ヲ一環トスル國防圈ノ自主的確立  
ヲ以テ主眼トナシ併セテ日支再戦ヲ防  
止シ且支那ト共ニ對ソ戦略態勢ノ鞏  
化ヲ計ルニ在リ

S 1.1.1.0-27 6813

S 1.1.1.0-27 6812

C 0012

右日滿支間、自主的調整及建設ニ  
關シテハ日支新關係調整要綱ニ準  
據ス

三軍備、充實ハ事變處理並次期對ソ  
支ニ國戰爭ニ備フルヲ以テ基調トナシ  
陸軍軍備ハ戰時兵力（ ）ヲ

三

次期國際轉機ニ應スル如ク万難ヲ排  
シテ急速整備ス

四政府及統帥部ハ挺身先頭ニ立チ  
匪躬ノ節ヲ誓ヒ戰爭指導並總動  
員指導ニ關スル一元強力、機能ヲ發  
揮スルト共ニ國民精神ヲ愈々振興シ

1.1.1.0 - 27

6815

S 1.1.1.0 - 27

6814

( 0013

總動員ヲ強化繼續シ以テ戰爭指導  
特ニ軍備充實ヲ骨幹トスル國力充備  
ノタメノ諸施策ヲ發行ス

之カ爲總動員ノ規模ヲ別紙ノ如ク概定  
ス

五外交方策ハ第三國ヲシテ我國策ニ順

應セシムルヲ以テ基調トナシ特ニ日獨伊防  
共樞軸ノ強化ヲ重點トシ對英柔剛ノ  
施策並日米關係ノ善導ヲ兼ネ行フ

S 1.1.1.0 - 27 6817

S 1.1.1.0 - 27 6816

C 0014 r

REEL No. A-0221

0016

アジア歴史資料センター

(別紙)

總動員ノ規模 (審議了テ追テ決定ス)

軍需

少クモ十三年程度トシ昭和十七年度迄ニ約二倍ニ  
向上シ爾後ハ情況ニ依リ増減ス

民需

當分少クモ十三年程度ヲ繼續ス

生産擴充

可及的速ニ既定目標ヲ完成スル如ク強行ス

輸入力

三十億ヲ目標トシ少クモ二十五億ヲ堅持ス

軍事費

八十億乃至九十億ヲ繼續ス(内陸軍約六十億)

五

財政支出

百億乃至百二十億ヲ繼續ス

之ヲ繼續期間ハ事變即決ノ場合ニ在リテモ  
概ネ昭和十七年迄又戦争持久ノ場合ニハ  
少クモ昭和二十年迄ト豫定ス

S 1.1.1.0-27

6819

S 1.1.1.0-27 6815

- ( 0015

抗日政權ノ屈伏乃至潰滅要領

三三二一八

一般方針第二要領、一前段ニ基キ抗日政權  
ニ對シテハ政略謀略及外交上各般ノ手段  
ヲ盡シテ之ヲ崩壊ニ導ク如ク努ムルト共ニ  
成シ得レハ之ヲ屈伏セシムル手段ヲモ併用  
シ事變ノ解決ヲシテ成ルヘク速カナラシムル

S 1.1.1.0-27 6820

( 0013

コトニ努カス

一崩壊ニ導ク為作戰行動ノ外差ニ當リ  
概ネ左ノ如キ諸方策ヲ取ル

1. 既占領地内ノ治安並建設ノ促進  
2. 新中央政權樹立工作  
3. 反蔣對日和平氣運ノ醸成及民衆

S 1.1.1.0-27 6821



獲得諸工作

4. 反共産宣傳及之ニ伴フ所要ノ施設

5. 抗日軍ヲ内崩ニ導ク工作

6. 高京武一派ヲ利用スル新官僚及民衆獲

得工作

7. 西南獨立工作

8. 雜軍及各種武裝團體回收利用工作

9. 第三國(特ニ獨、伊波)ヲシテ蔣政權ヲ否認

セシムル工作

10. 第三國(特ニ英佛)ヲシテ援蔣政策ヲ放

棄セシムル工作

11. 對ソノ謀略ノ強化

S 1.1.1.0 - 27 6823

S 1.1.1.0 - 27 6822

- ( 0017

REEL No. A-0221

0018

アジア歴史資料センター

ニ屈伏セシムル為ニ前項諸工作ヲ勵行  
スレコトニ依リ抗日政權内ニ對日和平氣  
運ヲ誘發セシムル外帝國ノ真意ヲ重慶政  
府ニ知ラシメ成シ得レハ第三國ヲ介入セシム  
ルコトナク我カ要求ヲ受諾屈伏セシムルコ  
トニ努ム

S 1.1.1.0-27 6824

0013

知ラシムヘキ條件別冊ノ如シ  
重慶政府ヲ除外シテ新中央政府ヲ  
樹立シタル場合ニ於ケル降伏工作等ニ  
關シテハ別ニ研究ス  
三其他第三國ノ利用若クハ第三國ノ仲介斡  
旋ニ對スル措置等ニ關シテハ別ニ定ム

S 1.1.1.0-27 6825

別冊

停戦許容條件

一三二八

左記條件ヲ重慶政府カ受諾セハ之ヲ  
屈伏ト認メ停戦ヲ許容スルモノトス

左記

一重慶政府ハ抗日容共政策ヲ放棄  
シ且所要ノ人的改替ヲ行フコトヲ確

約スルコト

二重慶政府ハ臨時政府及維新政  
等ト適宜協力シテ速ニ新中央  
府ヲ樹立スルコトヲ確約スルコト

三重慶政府ハ右新中央政府成立後  
該政府カ日本ト別紙日支新關係

S 1.1.1.0-27 6827

S 1.1.1.0-27 6826

( 0019

調整ニ關スル原則ニ準據シ日支ノ國  
交ヲ正式ニ調整スルモノナルコトヲ新中  
央政府構成ノ一分子トシテ豫メ約  
諾スルコト

附帶條件

一重慶政府ヲ屈伏シタル場合ニ停戦ノタメ已ム

ヲ得サレハ蔣ト交渉スルモ之カ成立後蔣ハ直ニ責

任ノ地位ヨリ去ルモノトス

二停戦ノ實行ハ別ニ定ムル所ニ據ル

S 1.1.1.0-27 6829

S 1.1.1.0-27 6828

( 0020



日支新關係調整ニ關スル原則

日滿支三國ハ東亞新秩序ノ建設ヲ以テ  
同ノ目標トナシ相互ニ善隣トシテ結合シ東  
洋平和ノ樞軸タルヘシ之カ爲

一、日滿支ハ善隣友好、共同防共、經濟  
提携ノ實ヲ舉クルコト

二、滿支兩國ハ相互ニ承認シ日本ハ支那領  
土及主權ヲ尊重スルコト

三、防共ニ關シテハ相互ニ協カスヘク日支防  
共協定ヲ締結シ日本軍ノ防共駐  
屯ヲ認メ且蒙疆地方ヲ防共特別  
地域トナスコト

( 0021

S 1.1.1.0 - 27 6830

S 1.1.1.0 - 27 6831

REEL No. A-0221

アジア歴史資料センター

四北支及揚子江下流地域ニ在リテハ密ニ

經濟合作ノ實ヲ舉クヘク特ニ北支資源

就中埋藏資源ノ開發利用ニ關シ

日本ニ特別ノ便益ヲ供與スルコト

支那ク以上支那側義務ノ實行ヲ保證シ

得且治安ノ恢復セラル、限リ日本ハ短期

間内ニ協約外ノ兵力ヲ撤收ス(保障トシテ

治安維持名目ノ下ニ北支及上海三角地帯並南支沿

岸特定島嶼對日本軍駐屯地地域支那側武裝制

限ヲ豫定ス)

一 支那ハ日支ノ提携結合ノタメ所要ノ日

S 1.1.1.0 - 27

6833

S 1.1.1.0 - 27

6832

( 0022

本人顧問ヲ招聘スルコト

ニ支那ハ日本人ノ支那内地ニ於ケル居住  
營業ノ自由ヲ容認保證シ日本ハ右外  
法權租界等既得權益ノ返還ヲ  
考慮スルコト

ニ支那ハ在支日本居留民ノ損害ヲ補

償スルコト

S 1.1.1.0-27 6835

S 1.1.1.0-27 6834

( 0023

REEL No. A-0221

0024

アジア歴史資料センター

蔣及國民政府ノ處理ニ關スル準據

一三一〇一八

(問) 蔣ヲ相手ニシテ全面的ニ日支新關係ヲ

調整スルコトアリヤ

(答) 無シ

(問) 蔣カ共產黨ト絶縁シ之ヲ討伐スル場

合帝國ノ態度如何

(答) 國民政府ヲ翻意屈伏ノ意志アル

モノト認メ之ヲ停戦ニ導ク

(問) 停戦ハ蔣ヲ相手トスルヤ

(答) 蔣ニ代ルベキ者ヲ望ムモ已ムヲ得サル場合

ニ於テハ蔣又ハ其代理者ヲ相手トス

ルコトトナルヘシ

S 1.1.1.0 - 27 6837

S 1.1.1.0 - 27 6836

0024



四問) 停戦ハ何時行フヤ

答) 蔣政権カ停戦許容條件ヲ受諾

シタル場合之ヲ行フ

五問) 國民政府カ屈伏ノ條件ヲ實行シ

タル場合之ヲ維新、臨時政府ト併立

ノ地方政権トシテ認ムルヤ

答) 認ム

六問) 新支那中央政権ニ國民政府要人

カ参加スルコトヲ認ムルヤ

答) 抗日容共系ノ人物ハ之ヲ拒否スルモ

其他ハ内政問題トシテ支那側ニ委ス

要スレハ適宜内面指導スルコトアリ

( 0025

S 1.1.1.0 - 27

6839

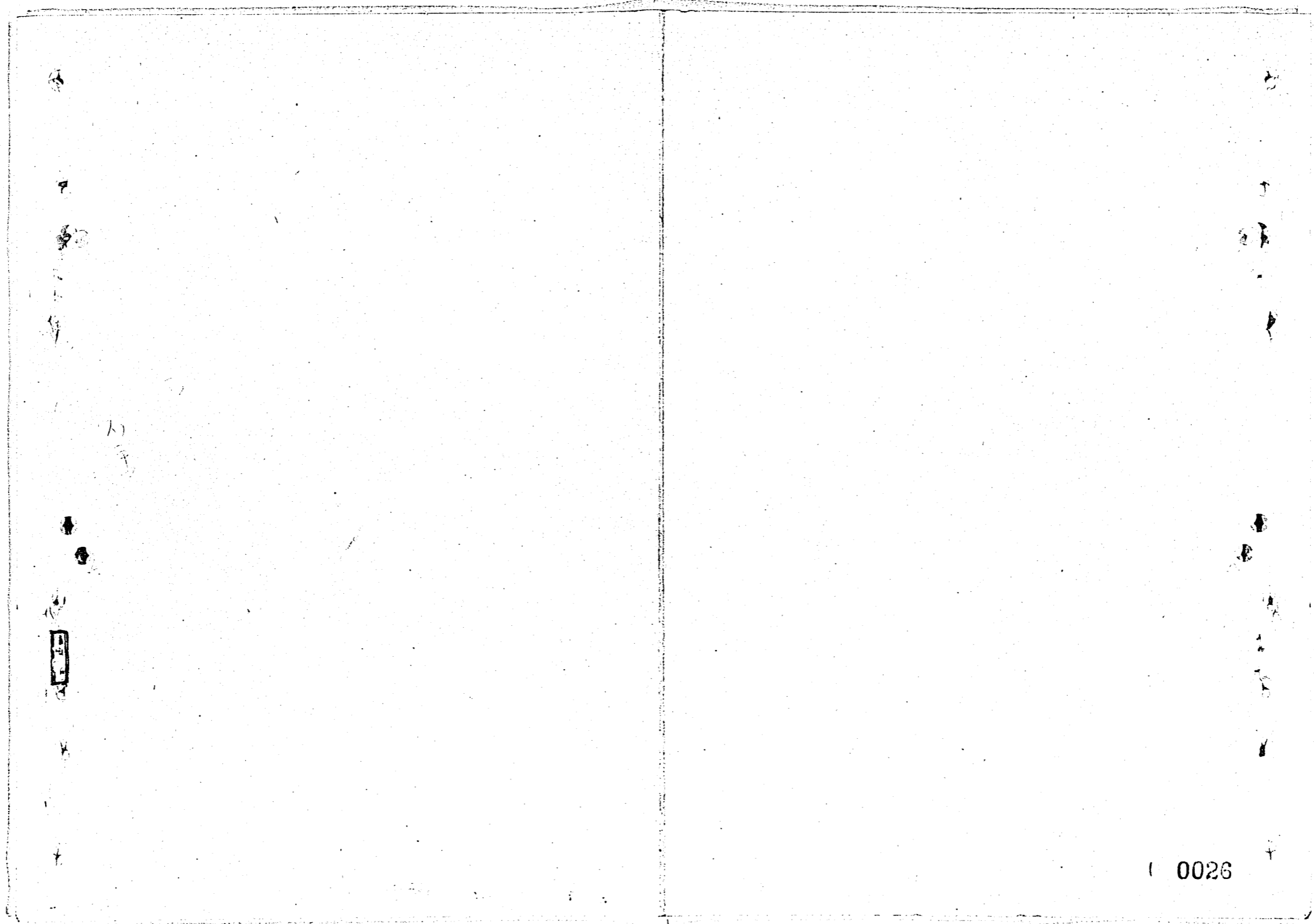
S 1.1.1.0 - 27

6838

REEL No. A-0221

0026

アジア歴史資料センター



( 0026

REEL No. A-0221

0020

アジア歴史資料センター

極秘

土肥原中將ニ與フル指示 二、二一

一、貴官擔任ノ謀略中現在ノ急務ハ蔣政權内  
部ノ切崩シ又ハ之ヲ屈服ニ導クコトニ在リテ  
茲數ヶ月ハ之ニ向テ其主力ヲ傾到シ以テ成  
果ノ獲得ヲ期ス

二、吳佩孚工作モ前項ノ趣旨ニ則リ差當リ  
和平救國工作ノ外雜軍ノ懷柔歸服ニ重

S 1.1.1.0 - 27 6840

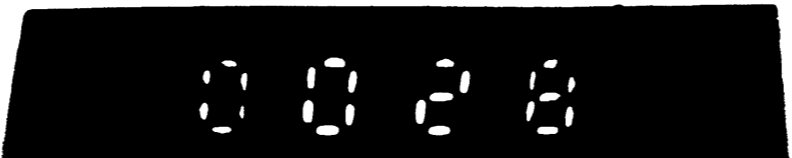
( 0027

點ヲ置クヲ要ス

而シテ雜軍ノ懷柔歸服工作ハ軍ノ占領  
地域内ニ於テハ主トシテ軍ノ擔任トシ貴機  
關之ニ協力シ軍ノ占領地域外ニ於テハ主  
トシテ貴機關ノ擔任トス

故ニ軍ノ行フ工作ト密ニ連繫シ特ニ河南  
四川方面ニ本工作ヲ推進スルノ着意ヲ

S 1.1.1.0 - 27 6841



必要トス

三、湖北、湖南、江西ヲ範圍トスル政權並ニ  
西南政權ノ樹立工作ニ關シテハ夫々「漢  
口方面政務處理要綱」及「南支作戰ニ  
伴フ政務處理要綱」ニ準據スルト共ニ  
新中央政權樹立ノ一般方針ニ適應セシ  
ムル如ク謀略ヲ指導スルヲ要ス

湖北、湖南、江西ヲ範圍トスル政權並ニ  
西南政權ノ樹立工作ニ關シテハ夫々「漢  
口方面政務處理要綱」及「南支作戰ニ  
伴フ政務處理要綱」ニ準據スルト共ニ  
新中央政權樹立ノ一般方針ニ適應セシ  
ムル如ク謀略ヲ指導スルヲ要ス

( 0023

S 1.1.1.0 - 27

6842

極秘

陸軍

( 0029

支那新中央政府樹立工作ニ関スル打合事項  
 支那新中央政府樹立工作ニ関シ土肥原中  
 將、喜多少將及原田少將トノ打合ハ概ネ  
 左ノ件ニ関シテ懇談シ以テ中央案ヲ納  
 得セシムルコトニ努ムルモノトス

S 1.1.1.0 - 27 6843

本案ハ明二十一日朝參謀本部  
 セヲ行フ豫定ニテ未決定  
 軍務課 川本中佐

0030